

## 令和2年度第1回三重県障がい者差別解消支援協議会概要

日時：令和3年2月5日（金）10時00分から11時55分

場所：三重県勤労者福祉会館 講堂

（県職員以外の委員はオンライン参加）

### （事項）

- 1 県及び当事者団体の相談件数の状況について
- 2 合理的な配慮等の具体例について（条例第13条）
- 3 相談事案の処理状況の検証について（条例第33条）

事務局より、資料1～資料4に基づき説明

### 委員からの主な質問

- ・資料1のP2「令和元年度の計」の（ ）内の数字の意味は。  
（障がい福祉課）昨年度県で受け付けた相談内容と同じものを難病連でも受け付けたため、ダブルカウントになるので（ ）書きとした。
- ・健診センターの事例については、いい事例だったと思う。健診センターからの「今回のことで障がいのある方のことがよくわかった。間に入れてもらってすごく助かった。」という言葉が印象的であった。このような例が出てくると本当に良いと思う。
- ・就労支援B型事業所において、施設を利用している方からの不満や相談を受けるための第三者委員会と言う相談窓口を受けもっている。今のところ事例はないが、顔の見える関係で相談を受けるところがあればいいなと思う。第三者委員会は他の事業所にもあるか。  
（障がい福祉課）第三者委員会は、それぞれの事業所が設けるもの。コストがかかるため設けていないところがあることは認識している。設置を働きかけていきたいと思っている。  
この相談以外にも就労系の事業所に関してご相談いただいている。就労支援B型は、基本的には障がい特性など配慮して作業を進めてもらうのだが、経済的なよりどころとして考えると工賃向上が望ましく、そのためには作業に重点を置いて進めることが必要であると言う背景もある。障がいがある中で就労を伸ばしていただくと言うことが基本であることから、その点はしっかり押さえるよう監査や集団指導などの機会に働きかけたい。
- ・観光施設の相談案件についてであるが、観光施設側にはバリアフリーに対応できないことをどのように明記するのか、明記すればクレームなどが来るのではないかと不安があるのではないかと思う。発信の方法などアドバイスができると思うので、バリアフリーの観光活動をしている団体のことを施設側に知らせてほしい。この案件は県の観光課には伝えるか。  
（障がい福祉課）危険であることを説明することに終始してしまい、観光課には伝えていない。今後は団体にもつなげていけるよう対応したい。

- ・就労支援 B 型のいじめの相談案件についてであるが、差別解消と虐待防止の話は表裏一体である。この施設長は、他の利用者に虐待はしていないのか。

(障がい福祉課) B 型の事業所で虐待に至るようなケースも近年みられているが、この事案に関しては、障がい特性に対する配慮不足という観点から分析・処理をした。他の利用者への対応は把握していないが、課題はなかったと認識している。

- ・相談者の主訴に最大限理解を示しながら、社会モデルとして慎重に対処してほしい。あと 2 点ある。1 点目は、聴覚障がいのある方の運転免許更新の際に手話通訳がつかず、最終的に市町の手話通訳派遣事業で対応した、という公共の場での合理的配慮について相談を受けた。これから税務申告が始まるが、申告会場での配慮、例えば視覚障がい者の誘導や、聴覚障がい者に対する手話通訳など、今一度確認してほしい。この件について三重県聴覚障害者協会に確認しところ、重要視していると回答があった。差別解消条例ができて 3 ~ 4 年経つが、なかなか合理的配慮がなされていないと感じた。もう 1 点は、伊賀市からの住宅に関する相談事案について、県にも相談があったと思うが、その後の対応を教えてください。

(障がい福祉課) 運転免許は、生活上欠かすことのできないものである。すぐには難しいかもしれないが、体制を整えるよう検討してもらえればと思う。機会があれば福祉サイドからも県警に申し入れをしたいと考えている。

- ・予算の問題だと思われるので、よろしく願いたい。

(障がい福祉課) 伊賀市の相談事案については、県にも相談があった。相談者の思いを確認しながら、進めている段階である。伊賀市とは、慎重に進めたいと話している。

- ・相談者は弱い立場なので寄り添う形で市が動いている。県からも助言や進捗の見守りなど願いたい。

(障がい福祉課) 今後も関わっていききたい。

- (議長) これまでも住宅に関する相談事例が多い傾向がある。相談を積み重ねる中で、理解を拡げていくことが大事だと思う。

#### 4 市町の体制整備の状況について

事務局より、資料 5、参考資料に基づき説明

##### 委員からの主な質問

- ・県の協力によって、市町の協議会設置が進んでるところであるが、障がい者の地域自立支援協議会などと兼ねて設置するところが多い中、桑名市と木曾岬町が差別解消支援協議会としての協議会設置に向けて動いている。今、三重県内の 23 市町で協議会が設置されているが、市町の協議会から県への相談や問い合わせはあるか。

(障がい福祉課) 市町の協議会から県への質問や問い合わせは今のところはない。

- ・今後、相談等あれば、県からアドバイスをいただき、市町の協議会が活性化していくといいと思う。

(議長)市町の協議会の活性化には、県からのバックアップが大事だと思う。引き続きお願いしたい。

- ・名張市の差別解消の支援協議会は、基本法に基づく施策協議会に位置づけているが、ありがたいことに差別の相談はまだない。県の協議会資料を名張市の施策協議会に報告することで相談事例を共有し、研修としている。

(障がい福祉課)相談件数が少ないため協議会設置の必要性を見いだせないなど聞くが、未設置の市町には、近隣市町とエリアでの共同設置や、総合支援法の自立支援協議会と兼ねるなど県から積極的に提案し、設置を促したい。

## 5 国における障害者差別解消法の見直し検討の動きについて

事務局より、資料6に基づき説明

質疑なし

## 6 みえ障がい者共生社会づくりプラン 最終案(案)について

事務局より、資料7-1に基づき説明

委員からの主な質問

- ・資料7-2の43ページ、就労の促進についてであるが、就労促進には力を入れてもらっているが、就労後、長く働ける環境づくりにはあまり触れていないような気がする。例えば就労支援B型でも働く環境が整っていないからやめてしまうとか。身体障がいの方は、身体的な老化が早い、体調不良、二次障がいなどの要因で就労が継続しがたい。身体の状態の変化により、8時間勤務することが困難になるなど、定年まで働くことができず、途中で退職する状況が多いのではと思う。短時間就労など定年まで就労が継続できる環境やサービスなど制度自体を見直すような考え方もはいついてもいいと思う。

(障がい福祉課)障害福祉サービスに就労継続支援と言うメニューがあるが、実態として利用者は少ない。資料7-2の73ページの(1)一般就労の促進のところに、就労定着支援に取り組むという文言を記述した。利用者がまだ少ないので、ここに注力して次期プランに取り組みたい。県内で就労定着に熱心な事業所もあるので、その事例を横展開できる取り組みも併せて進めていきたい。

- ・コロナの影響もあり、分身ロボットなど様々なICTを活用したテレワークなどの記載があり、プランにおいて力を入れて取り組んでもらえると感じた。
- ・今、市町の障害者福祉計画の行動実施計画作成中の市町も多いと思うが、福祉サービスの就労支援事業に関して、やればやるほど事業所が赤字になるという実態がある。例えば、就労支援事業所の利用者が、一般就労し、次の利用者が事業所に入るという循環がスムーズに行けばいいが、循環が難しいという実態がある。本来なら国に挙げるべき話だが、なかなか検討いただけない。将来的な話でよいが、三重県単独でこういった事業所を支える

ために就労支援事業における課題を分析して、「障がい施策県」と言える取り組みをお願いしたい。

(障がい福祉課) 令和3年4月の報酬改定に向けて、就労移行に対する評価をして報酬を上げる方向にあると聞いている。わずかばかりだが前進だと思う。ただ、構造的な問題もあるので、その点を解決する方法については今後の検討課題だと思う。県単独、あるいは近畿ブロックなどの単位で、移行定着と事業所の運営の問題とのバランスを考えていただくよう、国に要望をしていこうと思っている。

- ・難しいと思うが、ぜひよろしくをお願いしたい。

## 7 第2次三重県手話施策推進計画 最終案(案)について

事務局より、資料8-1に基づき説明

委員からの主な質問

- ・先日、観光政策課と「聴覚障害者対象のオンラインツアー」を開催した。おはらい町で手話による観光案内をする手話テラスと言う団体があり、オンラインで聴覚障がいの方に手話で観光案内をした。聴覚障がい者支援センターの手話通訳の方がその手話を音声に通訳し、バスガイドの音声を手話に通訳するというものである。本日参加している委員がツアーに参加されたので、よければ感想など聞きたい。
  - ・オンラインバスツアーに参加した。手話がついていて、実際に伊勢には行っていなくても行った気分になり、とても楽しくてよかった。工夫次第では他の障がいのある方にも、いいツアーが提供できると思う。
  - ・これは三重県の事業の一環。次回は2月25日木曜日に開催予定。参加費は無料で伊勢神宮とおかげ横丁のオンラインツアーを行うので、興味のある方は申し込んでいただきたい。
  - ・病院協会では、会報誌を時々発行している。去年の3月は、障がい福祉課から2ページにわたり、条例の解説と医療機関への呼びかけの記事を紹介した。同じく去年の1月には、別の課の思いやり駐車場の呼びかけをした。次回3月に発行予定なので、今日お話をいただいた計画についてや呼びかけの情報、広報・啓発情報などがあれば、1ページか見開きで2ページにまとめて県内病院に配布する。原稿〆切は2月末をめどにお願いしたい。
  - ・ハローワークの手話協力員について。7市町村に設置されているが、月7時間だけなので、時間を延長してほしい。報酬についても、技術職としては安いのでご一考いただければありがたい。
- (議長) 手話施策計画が検討されている中、報酬も含めて全体的に条件の底上げを図ってもらえればと改めて思った。病院協会の会報誌について提案があったので活用いただきたい。ハローワークの件について、説明をお願いする。
- (労働局) いろんなところで障がいの方へのご支援をいただいている。手話協力員については、先週直接お越しいただいて話を聞いたので、予算措置について意見を上げていく準備をしている。

令和3年3月1日から障がい者の雇用率が2.2%から2.3%に引き上げになるため、本日お越しの協会や連合会を含めて様々なところに周知活動のご協力をいただいている。感謝申し上げるとともに、企業等採用活動に関してハローワークと、就業支援や定着支援をする事業所とで、うまく支援できるように連携を図っていくので引き続きよろしくお願ひしたい。

- ・差別支援協議会の役割が、皆さまと県取組で進んでいることを痛感し、自身も圏域で相談支援の活動する中で、日々それを役立てていきたいと思っている。障がいの方々の就労を支えるために、生活支援やICFの観点を用いての環境整備も非常に重要である。労働局、ハローワークはじめ、県内の中ぽつセンターや福祉の事業所で、就労定着支援という新たなサービスが稼働しはじめ、県の雇用経済部と共に、職業センターはじめ、生活支援も支えるなど、一つのことに焦点が置けないが、いろんな個別のケースを通じて折衷案を探りながら、お互い理解しあえる機会を一緒に進めたいと思っている

(障がい福祉課) 差別解消に関して法整備が進められる中、一番の課題は事業所の合理的配慮をどう進めるかと言うところではないかと思う。国の法整備の状況に注視するとともに、県の各部局とつながって、各部局が所管する様々な団体とも連携を深めて、一つ一つの差別解消に向けて取り組みたい。皆様の知恵、ご理解ご協力を今後ともよろしくお願ひしたい。